

## 【表紙】

|            |                               |
|------------|-------------------------------|
| 【提出書類】     | 有価証券報告書の訂正報告書                 |
| 【根拠条文】     | 金融商品取引法第24条の2第1項              |
| 【提出先】      | 関東財務局長                        |
| 【提出日】      | 平成20年2月29日                    |
| 【事業年度】     | 第8期（自平成18年5月1日至平成19年4月30日）    |
| 【会社名】      | 株式会社ザッパラス                     |
| 【英訳名】      | ZAPPALLAS, INC.               |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役会長兼社長 杉山 全功              |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号            |
| 【電話番号】     | 03 (5475) 7133 (代表)           |
| 【事務連絡者氏名】  | 取締役 管理本部長 山崎 浩史               |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号            |
| 【電話番号】     | 03 (5475) 7133 (代表)           |
| 【事務連絡者氏名】  | 取締役 管理本部長 山崎 浩史               |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区兜町2番1号) |

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年7月31日に提出しました第8期（自平成18年5月1日 至平成19年4月30日）有価証券報告書の記載事項の一部に追加を要する事項がありましたので、これを訂正するために有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

3 配当政策

6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_線で示しております。

## 第一部【企業情報】

### 第4【提出会社の状況】

#### 3【配当政策】

（訂正前）

当社では、株主への利益還元につきましてはもっとも重要な課題と認識しており、企業体質の強化と積極的な事業展開に備えるために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を実施していくことを基本方針としております。具体的には個別当期純利益の30%を配当性向の目処とし、内部留保の充実及び事業投資並びに各期の経営成績等を総合的に勘案し、積極的に検討していきたいと考えております。

当期につきましては、1株当たり普通配当1,600円の実施を決定いたしました。この結果、当期の配当性向は28.6%となりました。

（訂正後）

当社では、株主への利益還元につきましてはもっとも重要な課題と認識しており、企業体質の強化と積極的な事業展開に備えるために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を実施していくことを基本方針としております。具体的には個別当期純利益の30%を配当性向の目処とし、内部留保の充実及び事業投資並びに各期の経営成績等を総合的に勘案し、積極的に検討していきたいと考えております。

当社は、期末および中間の年2回において、剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年10月31日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

当期につきましては、1株当たり普通配当1,600円の実施を決定いたしました。この結果、当期の配当性向は28.6%となりました。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

| 決議年月日                  | 配当金の総額（千円） | 1株当たり配当額（円） |
|------------------------|------------|-------------|
| 平成19年7月30日<br>定時株主総会決議 | 205,600    | 1,600       |

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1) ～(4) <省略>

(訂正後)

(1) ～(4) <省略>

### (5) 責任免除の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の限度において、免除することができる旨を定款に定めております。

### (6) 取締役の定数

当社の取締役は、6名以内とする旨を定款に定めております。

### (7) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議は累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

### (8) 自己株式の取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、機動的な資本政策の遂行を目的とするものであります。

### (9) 剰余金の配当（中間配当）等の決定機関

当社は、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）を、取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

### (10) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。